

ワシントン条約の概要

- 1 名称
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（略称 C I T E S ）
（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）
- 2 目的
野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図る。
- 3 経緯
・昭和 5 0 年 7 月発効（昭和 4 8 年 3 月、ワシントンにおいて採択）
・我が国は昭和 5 5 年に加入（8 月に受諾書寄託、1 1 月に発効）
・締約国は、1 6 6 ヶ国（平成 1 6 年 1 2 月 1 日現在）
- 4 規制内容と対象動植物種（平成 1 5 年 2 月 1 3 日発効）

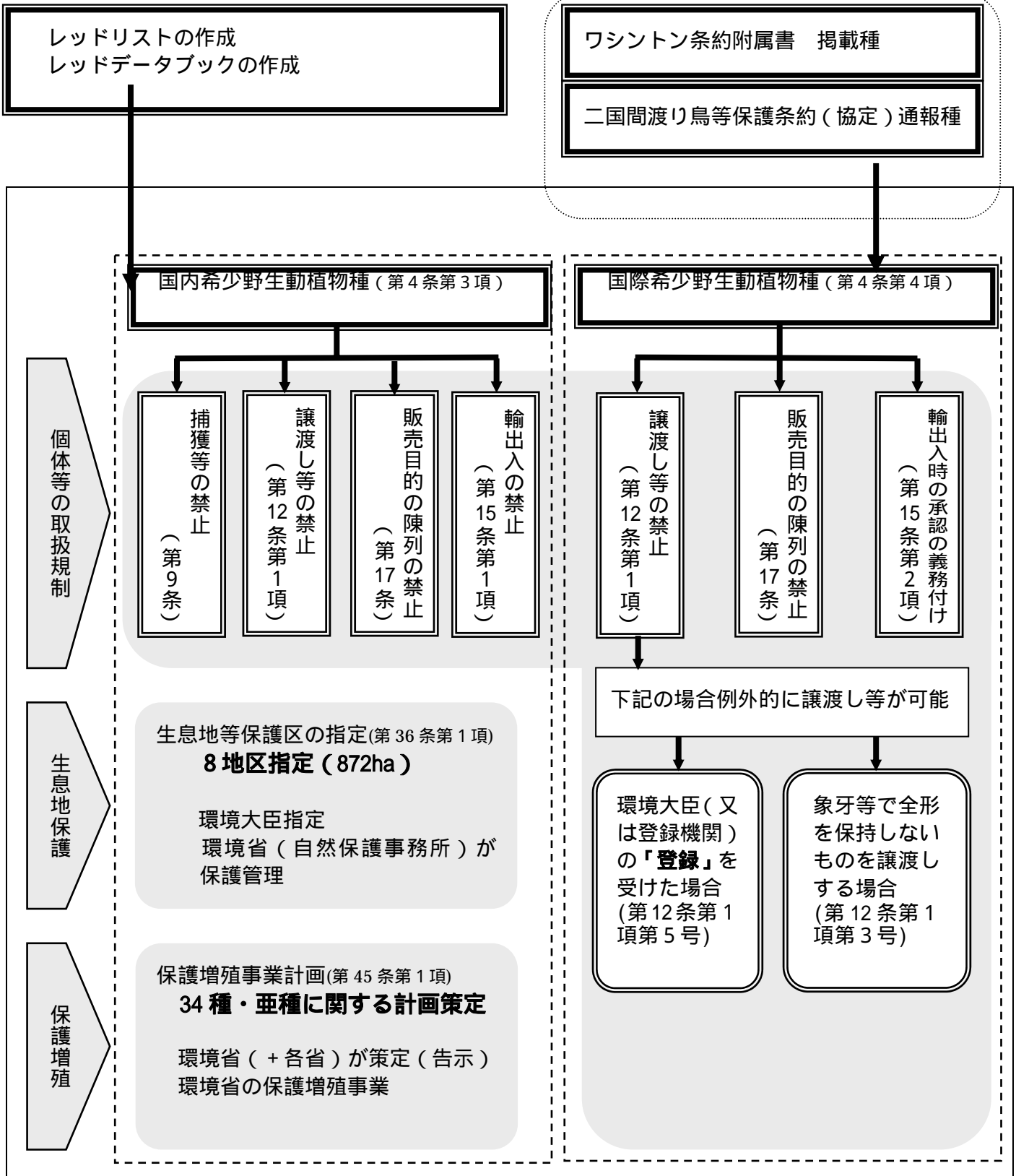
	附属書	附属書	附属書
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
主な種	5 6 9 分類群 科として指定 8 属として指定 3 9 種として指定 5 2 2 （例） チンパンジー、ジャイアントパンダ、トラ、アフリカゾウ、モウコノウマ、コンゴウインコ、カゲー、シーラカンス、サボテン科（一部）等	3 1 6 分類群 目として指定 9 科として指定 2 6 属として指定 6 2 種として指定 2 1 9 （例） ホッキョクグマ、トモエガモ、カメレオン、ピラルク等	2 4 1 分類群 属として指定 2 種として指定 2 4 1 （例） セイウチ（カナダ）、アジアスイギユウ（ネパール）等 * 国ごとに指定
規制の内容	・商業目的のための国際取引を禁止 ・学術目的の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可証が必要	・商業目的の国際取引も可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可証が必要（附属書の場合は指定国以外は原産地証明が必要）	
許可条件	取引及びその目的が種の存続を脅かすものでないこと ・違法に入手したものでないこと	取引が種の存続を脅かすものでないこと	・適切な輸送方法、収容施設（生体の場合）

- 5 留保（平成 1 6 年 1 2 月現在）
我が国の留保数 1 属 9 種
タツノオトシゴ属
クジラ類 7 種（マッコウクジラ、イワシクジラ、ナガスクジラ、ミンククジラ 2 種、ツチクジラ、ニタリクジラ）
サメ類 2 種（ウバザメ、ジンベイザメ）
- 6 条約実施のための体制
条約締約国は、輸出入管理を担当する管理当局および輸出入に際して管理当局への助言等を行う科学当局を設置することとなっている。我が国の管理当局は経済産業省及び農林水産省（海からの持ち込みのみ）、科学当局は環境省（農林水産省所管のものを除く動物）及び農林水産省（植物および水産動物）である。また、ワシントン条約附属書 I の種については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律によって国内取引規制を行っている。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要

(我が国に生息する希少種の保護)

(外国産の希少種の保護)



絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律参照条文

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号)(抄)

(定義等)

第四条 (略)

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 (略)

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるものをいう。

5・6 (略)

(希少野生動植物種保存基本方針)

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針(以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 希少野生動植物種の個体(卵及び種子であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及びその器官(譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであって、政令で定めるものに限る。以下同じ。)並びにこれらの加工品(種を容易に識別することができるものであって政令で定めるものに限る。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項

四~六 (略)

3~5 (略)

(個体等の所有者等の義務)

第七条 希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品(以下「個体等」と総称する。)の所有者又は占有者は、希少野生動植物種を保存することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うように努めなければならない。

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る譲渡し等をする場合

二 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合

三 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であって本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの(以下「原材料器官等」という。)並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定器官等」という。)の譲渡し等をする場合

四 第九条第二号に規定する場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品の譲渡し等をする場合

五 第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し

等をする場合

六 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であって環境省令で定める場合

七 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

2 (略)

(譲渡し等の許可)

第十三条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者(前条第一項第二号から第七号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。)は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2~4 (略)

(輸出入の禁止)

第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三項又は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(陳列の禁止)

第十七条 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合は、この限りでない。

希少野生動植物種保存基本方針(平成四年総理府告示二十四号)(抄)

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 (略)

2 国際希少野生動植物種

国際希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種以外の種で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下「ワシントン条約」という。)附属書 に掲載された種。ただし、我が国が留保している種を除く。

イ 我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約又は協定(以下「渡り鳥等保護条約」という。)に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種

3・4 (略)